

特定路外駐車場の構造および設備に関する基準

【路外駐車場車椅子利用者用駐車施設】

1. 特定路外駐車場には、駐車施設の規模に応じて以下に示す数以上の車椅子利用者用駐車施設を設けなければならない。
 - ・ 駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合、駐車施設*の数の2%以上
 - ・ 駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合は、駐車施設の数の1%+2以上

※駐車施設は、普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車および貨物の積卸しを主たる目的とものを除く。

ただし、専ら道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車以外の自動車の駐車場の場合は、適用しない。
2. 路外駐車場車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - (1) 幅は350cm以上とすること。
 - (2) 路外駐車場車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子利用者用駐車施設の表示をすること。
 - (3) 路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

【路外駐車場移動等円滑化経路】

1. 路外駐車場車椅子利用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路）にしなければならない。
2. 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
 - (1) 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りではない。
 - (2) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80cm以上とすること。

(3) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する**通路**は、次に掲げるものであること。

①幅は、120cm以上とすること。

②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

(4) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する**傾斜路**(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。

①幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。

②勾配は、 $1/12$ を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、 $1/8$ を超えないこと。

③高さが75cmを超えるもの(勾配が $1/20$ を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。

④勾配が $1/12$ を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が $1/20$ を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

【特殊の装置】

1. これまでの規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこれまでの規定による構造又は設備と同等以上の効果があると認める場合においては、適用しない。